



平成17年4月27日

各 位

会社名 株式会社 資生堂
代表者名 代表取締役社長 池田 守男
(コード番号 4911 東証第1部)
問合せ先 IR部長 橋川 雅人
(TEL. 03 - 3572 - 5111)

平成17年度のストックオプション(新株予約権)に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき、ストックオプションとして新株予約権を発行することにつき、平成17年6月29日開催予定の当社第105回定時株主総会に提案することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 役員報酬型のストックオプション

当社は、固定的な要素のあった従来の役員退職慰労金制度を、平成16年6月29日開催の第104回定時株主総会の日をもって廃止し、その後も役員の報酬制度全体をさらに透明性・客観性の高いものへと改定してきました。新しい役員報酬制度は、有識者を加え第三者の視点も十分取り入れた当社報酬諮問委員会にて検討されたものです。

新役員報酬制度では、固定報酬である基本報酬を大幅に減少させ、業績目標の達成度や株価によって変動する業績連動報酬の割合を旧制度の30%程度から50%程度に引き上げております。業績連動報酬は、毎年の業績に応じて支給される賞与、平成17年度からスタートした3ヵ年計画の目標を基準とした「中期インセンティブとしての株式報酬型ストックオプション」、株主との利益意識の共有を主眼とした「長期インセンティブとしてのストックオプション」からなり、当社役員に単年度だけでなく中長期的な視野をもって、業績や株価を意識した経営を動機づける設計となっています。

1-1 中期インセンティブとしての株式報酬型ストックオプション

(1) 新株予約権を発行する理由

当社の取締役および執行役員が株価を通じたメリットやリスクを株主と共有することにより、業績向上と株価上昇への意欲を高めることを目的に、ストックオプションとして新株予約権を無償で発行するものです。

本新株予約権は、当社株価に連動する報酬と位置づけられ、新株予約権行使時に払込みをすべき金額を1株当たり1円とする株式報酬型のストックオプションです。

また、平成17年度からスタートした3ヵ年計画を遂行する当社の取締役および執行役員の中期インセンティブとして、当該3ヵ年計画の目標達成率を権利行使の条件としています。

(2)新株予約権発行の要領

新株予約権の割当てを受ける者
当社の取締役および執行役員

新株予約権の目的たる株式の種類および数

当社普通株式 410,000 株を上限とする。

なお、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、上記の目的たる株式数は分割または併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（または併合）の比率

また、新株予約権発行日後に当社が合併または会社分割を行う場合等、上記の目的たる株式数の調整を必要とする場合には、合併または会社分割等の条件を勘案のうえ、合理的な範囲内で目的たる株式数を調整するものとする。

発行する新株予約権の総数

410 個を上限とする（新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数 1,000 株）

ただし、前号に定める株式数の調整を行った場合は、株式数について同様の調整を行う。

各新株予約権の発行価額

無償とする。

各新株予約権行使時に払込みをすべき金額

新株予約権の行使により発行または移転する株式 1 株当たりの払込金額は 1 円とし、新株予約権 1 個当たり金 1,000 円とする。ただし、新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数の調整を行った場合は、株式 1 株当たりの払込金額 1 円に調整後の株式数を乗じた金額を各新株予約権 1 個当たりの金額とする。

新株予約権の権利行使期間

平成 20 年 7 月 1 日から平成 23 年 6 月 30 日までの範囲内で取締役会の定めるところによる。

新株予約権行使の条件

1. 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役または執行役員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。
2. 1. ただし書きにかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者が平成 17 年 7 月 28 日から平成 20 年 3 月 31 日までの間に任期満了による退任、死亡その他正当な理由により当社の取締役および執行役員のいずれの地位も失った場合には、その在任期間に応じて権利行使できる新株予約権の数を減ずるものとする。
3. 平成 20 年 3 月期決算における当社の連結売上高営業利益率の目標 8 % を基準とし、新株予約権の割当てを受けた者は、この目標値に対する実績値の達成率が 90 % 以上であった場合に限り、その達成率に応じて本新株予約権を行使することができる。ただし、本計算式に用いる達成率は 110 % を上限とする。

4. 権利行使期間満了前に新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、法定相続人のうち1名に限りその権利を承継することができる。ただし、再承継はできない。
5. その他権利行使の条件については、第105回定時株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。

新株予約権の消却事由および条件

1. 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が株主総会で承認された場合、当社は新株予約権を無償で消却できる。
2. 新株予約権の割当てを受けた者が「新株予約権割当契約」に定める新株予約権の権利行使期間内に権利行使をしなかった場合、または に定める権利行使の条件が成就せず新株予約権の割当てを受けた者が権利行使できなかった場合、当社は当該新株予約権を無償で消却できる。

新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

1 - 2 長期インセンティブとしてのストックオプション

(1) 新株予約権を発行する理由

当社の取締役および執行役員が株主と利益意識を共有することを主眼に、長期的な株主価値の増大と報酬を連動させるとともに、優秀な人材を確保し資生堂グループ全体の企業価値向上に資するためのストックオプションとして新株予約権を無償で発行するものです。

本新株予約権は、当社の取締役および執行役員の長期インセンティブとして、当社株価に連動する報酬と位置付けられるストックオプションです。

(2) 新株予約権発行の要領

新株予約権の割当てを受ける者

当社の取締役および執行役員

新株予約権の目的たる株式の種類および数

当社普通株式 320,000 株を上限とする。

なお、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、上記の目的たる株式数は分割または併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（または併合）の比率

また、新株予約権発行日後に当社が合併または会社分割を行う場合等、上記の目的たる株式数の調整を必要とする場合には、合併または会社分割等の条件を勘案のうえ、合理的な範囲内で目的たる株式数を調整するものとする。

発行する新株予約権の総数

320 個を上限とする（新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数 1,000 株）。

ただし、前号に定める株式数の調整を行った場合は、株式数について同様の調整を行う。

各新株予約権の発行価額

無償とする。

各新株予約権行使時に払込みをすべき金額

新株予約権の行使により発行または移転する株式 1 株当たりの払込金額は、新株予約権発行日の前日から遡って 20 日間（取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に 1.05 を乗じた金額とし、1 円未満の端数は切り上げる。ただし新株予約権発行日の終値を下回らないこととする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式の分割または併合を行う場合、上記払込金額は分割または併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株式の発行または移転（新株予約権の行使による場合を除く）を行う場合は、上記払込金額は次の算式により調整されるものとし、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

新株予約権の権利行使期間

平成 19 年 7 月 1 日から平成 27 年 6 月 28 日までの範囲内で取締役会の定めるところによる。

新株予約権の行使の条件

1. 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役または執行役員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。
2. 権利行使期間満了前に新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、法定相続人のうち 1 名に限り権利を承継することができる。ただし、再承継はできない。
3. その他権利行使の条件については、第 105 回定時株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。

新株予約権の消却事由および条件

1. 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が株主総会で承認された場合、当社は新株予約権を無償で消却できる。

2. 新株予約権の割当てを受けた者が権利行使をする前に、当社の取締役または執行役員の地位喪失により新株予約権を行使できなかった場合、当社は当該新株予約権を無償で消却できる。
3. 新株予約権の割当てを受けた者が「新株予約権割当契約」に定める新株予約権の権利行使期間内に権利行使をしなかった場合、当社は当該新株予約権を無償で消却できる。

新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

2. 従業員インセンティブ型および報奨型のストックオプション

2-1 従業員インセンティブ型ストックオプション

(1) 新株予約権を発行する理由

当社の従業員および資生堂グループ会社の取締役、従業員の業績向上に対する意欲や士気を一層高めるとともに、優秀な人材を確保し資生堂グループ全体の企業価値向上に資するためのストックオプションとして新株予約権を無償で発行するものです。

本新株予約権は、資生堂グループ社員が株主と利益意識を共有しながら業績向上に努めるインセンティブとしてのストックオプションです。

(2) 新株予約権発行の要領

新株予約権の割当てを受ける者

当社の従業員および資生堂グループ会社の取締役、従業員

新株予約権の目的たる株式の種類および数

当社普通株式 2,200,000 株を上限とする。

なお、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、上記の目的たる株式数は分割または併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（または併合）の比率

また、新株予約権発行日後に当社が合併または会社分割を行う場合等、上記の目的たる株式数の調整を必要とする場合には、合併または会社分割等の条件を勘案のうえ、合理的な範囲内で目的たる株式数を調整するものとする。

発行する新株予約権の総数

2,200 個を上限とする（新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数 1,000 株）

ただし、前号に定める株式数の調整を行った場合は、株式数について同様の調整を行う。

各新株予約権の発行価額

無償とする。

各新株予約権行使時に払込みをすべき金額

新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額は、新株予約権発行日の前日から遡って20日間(取引が成立しない日を除く)の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし新株予約権発行日の終値を下回らないこととする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式の分割または併合を行う場合、上記払込金額は分割または併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株式の発行または移転(新株予約権の行使による場合を除く)を行う場合は、上記払込金額は次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

新株予約権の権利行使期間

平成19年7月1日から平成22年6月30日までの範囲内で取締役会の定めるところによる。

新株予約権の行使の条件

1. 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において、当社または資生堂グループ会社の取締役、執行役員、従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。
2. 権利行使期間満了前に新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、法定相続人のうち1名に限り権利を承継することができる。ただし、再承継はできない。
3. その他権利行使の条件については、第105回定時株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。

新株予約権の消却事由および条件

1. 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が株主総会で承認された場合、当社は新株予約権を無償で消却できる。
2. 新株予約権の割当てを受けた者が権利行使をする前に、当社または資生堂グループ会社の取締役、執行役員、従業員の地位喪失により新株予約権を行使できなかった場合、当社は当該新株予約権を無償で消却できる。
3. 新株予約権の割当てを受けた者が「新株予約権割当契約」に定める新株予約権の権利行使期間内に権利行使をしなかった場合、当社は当該新株予約権を無償で消却できる。

新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

2 - 2 報奨型ストックオプション

(1) 新株予約権を発行する理由

当社および資生堂グループ会社の取締役、執行役員、従業員の業績向上に対する意欲や士気を一層高めるとともに、優秀な人材を確保し資生堂グループ全体の企業価値向上に資するためのストックオプションとして新株予約権を無償で発行するものです。

本新株予約権は、社員のチャレンジ精神を応援し意欲を引き出す制度として、連結業績に著しく貢献した個人・チーム等を対象とする個々の業績に対する報奨型のストックオプションです。

(2) 新株予約権発行の要領

新株予約権の割当てを受ける者

当社および資生堂グループ会社の取締役、執行役員、従業員

新株予約権の目的たる株式の種類および数

当社普通株式 200,000 株を上限とする。

なお、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、上記の目的たる株式数は分割または併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（または併合）の比率

また、新株予約権発行日後に当社が合併または会社分割を行う場合等、上記の目的たる株式数の調整を必要とする場合には、合併または会社分割等の条件を勘案のうえ、合理的な範囲内で目的たる株式数を調整するものとする。

発行する新株予約権の総数

200 個を上限とする（新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数 1,000 株）

ただし、前号に定める株式数の調整を行った場合は、株式数について同様の調整を行う。

各新株予約権の発行価額

無償とする。

各新株予約権行使時に払込みをすべき金額

新株予約権の行使により発行または移転する株式 1 株当たりの払込金額は、新株予約権発行日の前日から遡って 20 日間（取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値の金額とし、1 円未満の端数は切り上げる。ただし新株予約権発行日の終値を下回らないこととする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式の分割または併合を行う場合、上記払込金額は分割または併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

調整後払込金額 = 調整前払込金額 × $\frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$

また、当社が時価を下回る価額で新株式の発行または移転（新株予約権の行使による場合を除く）を行う場合は、上記払込金額は次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

新株予約権の権利行使期間

平成17年10月1日から平成21年3月31日までの範囲内で取締役会の定めるところによる。

新株予約権の行使の条件

1. 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または資生堂グループ会社の取締役、執行役員、従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。
2. 権利行使期間満了前に新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、法定相続人のうち1名に限り権利を承継することができる。ただし、再承継はできない。
3. その他権利行使の条件については、第105回定時株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。

新株予約権の消却事由および条件

1. 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が株主総会で承認された場合、当社は新株予約権を無償で消却できる。
2. 新株予約権の割当てを受けた者が権利行使をする前に、当社または資生堂グループ会社の取締役、執行役員、従業員の地位喪失により新株予約権を行使できなかった場合、当社は当該新株予約権を無償で消却できる。
3. 新株予約権の割当てを受けた者が「新株予約権割当契約」に定める新株予約権の権利行使期間内に権利行使をしなかった場合、当社は当該新株予約権を無償で消却できる。

新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

以上